

# 大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会 住民代表委員の公募について

東京都島嶼町村一部事務組合では、大島一般廃棄物管理型最終処分場周辺の環境を保全し、住民生活の安心安全を確保する観点から、供用中の処分場に関する管理運営等について、島民の代表者の方も交えて意見交換や協議することを目的に、処分場に運営協議会を設置しております。

このたび、現在の運営協議会の委員の任期が令和5年2月28日に終了することにもない、改めて一緒に活動していただける委員を公募いたします。

なお、前回まで委員であった方の応募も可能ですので、奮ってご応募願います。

活動内容	運営協議会への出席（年1回）3月開催予定
募集人員	9名（定員を超えた場合は抽選となります。）
応募資格	大島町に住所がある方
応募方法	応募用紙に、住所・氏名・電話番号を明記のうえ、東京都島嶼町村一部事務組合へ郵送・FAX・メールのいずれかでご提出してください。なお、応募用紙は、大島町役場水道環境課又は当組合のホームページで配布しています。
応募締切	令和5年1月31日（火）
任期・報酬等	任期は2年間。報酬・交通費等は支給されません。
問い合わせ先	東京都島嶼町村一部事務組合（電話番号 03-3432-4961）

\* 裏面が応募用紙になっています。

## 大島一般廃棄物管理型最終処分場について

大島一般廃棄物管理型最終処分場は、島嶼北域（大島町、利島村、新島村、神津島村）の焼却灰（「燃やせるごみ」を焼却施設で処理した後の灰）を受け入れて、埋立処分しています。

平成16～17年度の2年間をかけて建設され、平成18年度より供用開始しました。この処分場では、埋立地から出る浸出水による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水（埋立地の側面や底面を遮水シートで覆う）し、浸出水を集水設備で集め、浸出水処理施設で処理を行っています。

また、第三者機関による水質検査を毎月実施するなどして運営管理しており、浸出水処理施設で処理した後の放流水、埋立地の遮水シート下の地下水とも法規制値を十分に下回っています。この維持管理状況等については、東京都島嶼町村一部事務組合のホームページ（「島嶼一組」で検索）にて公表しています。

大島一般廃棄物管理型最終処分場を1日でも長く使用するためにも、廃棄物の減量化、資源化に一層取り組んでいくことが大切です。



受付番号

大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会委員 応募用紙

【 締切：令和5年 1月31日（火曜日） 】

※ 記載された個人情報は運営協議会の運営以外の目的には使用しません。

(ふりがな)			
氏名		年齢	歳
住所	〒 東京都大島町		
電話番号	(自宅・携帯)		

<ご提出先>

【郵送】 〒105-0022

東京都港区海岸一丁目4番15号島嶼会館2F

東京都島嶼町村一部事務組合 廃棄物対策課宛て

【FAX】 03-3433-1929

【E-mail】 haitaika@tosho-ichikumi.jp

※メールでのご提出の場合は、件名を「大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会委員の応募」として下さい。また、名前、住所、年齢、電話番号をご記載下さい。